

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電話 (075) 441-3155

## 目 次

告 示	公 告
○京都府不育症検査費用助成金交付要綱の一部を改正する告示 (こども・青少年総合対策室) 647	○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (山城広域振興局) 649
○救急病院である旨の告示 (医療課) 648	○土地改良事業計画の変更認可 (南丹広域振興局) 650
○保安林の指定施業要件の変更予定 (山城広域振興局) 〃	○肥料登録の有効期間の更新 (農産課) 〃
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 ( 〃 ) 〃	○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (山城広域振興局、中丹広域振興局) 〃
○公共測量の実施 (用地課) 649	○一般競争入札の実施 (京都府営水道事務所) 652
	正 誤
	○令和5年9月12日付け京都府公報第444号中 655

## 告 示

### 京都府告示第467号

京都府不育症検査費用助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年9月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

### 京都府不育症検査費用助成金交付要綱の一部を改正する告示

京都府不育症検査費用助成金交付要綱(令和3年京都府告示第492号)の一部を次のように改正する。

第2条中「平成17年8月23日付け雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知」を「令和5年6月30日付けこ成母第36号こども家庭庁成育局長通知」に改める。

第4条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第2項中「から第3号まで」を「及び第2号」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

助成対象検査	助成金の額
国要綱の別添8の4の(1)に規定する遺伝子検査(以下「遺伝子検査」という。)	1回の遺伝子検査に係る費用の額に10分の7を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)(当該額が6万円を超えるときは、6万円)

別記第1号様式の注の3中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とする。

### 附 則

この告示は、令和5年9月22日から施行し、この告示による改正後の京都府不育症検査費用助成金交付要綱の規定は、令和5年度分の助成金から適用する。

京都府告示第468号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和5年9月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定 日 年 月 日	認 定期 限
京都市立京北病院	京都市右京区京北下中町鳥谷3	令 5. 8. 23	令 8. 8. 22

京都府告示第469号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和5年9月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
宇治市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
宇治市（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、宇治市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第470号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和5年9月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
京田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
京田辺市（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、京田辺市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第471号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和5年9月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
宇治市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
宇治市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、宇治市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

### 京都府告示第472号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である向日市長から通知があった。

令和5年9月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域  
向日市全域
- 2 測量の期間  
令和5年9月21日から令和6年3月31日まで
- 3 測量の種類  
公共測量（道路台帳図データ更新）

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和5年9月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

### 1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
ア 株式会社フォレストモール  
東京都新宿区西新宿二丁目6番1号  
代表取締役 今西 弘康  
イ 株式会社コメリ  
新潟市南区清水4501番地1  
代表取締役 捧 雄一郎
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フォレストモール京田辺  
京田辺市同志社山手一丁目1番1ほか
- (3) 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗の名称	(仮称) フォレストモール京田辺	フォレストモール京田辺	令 4. 11. 18	店舗名称決定のため
大規模小売店舗において小売業を営む者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社パロー 多治見市大針661番地の1 代表取締役 田代 正美 ほか1業者	株式会社パロー 多治見市大針661番地の1 代表取締役 田代 正美 ほか4業者	〃	テナント決定のため

- 2 届出年月日  
令和5年8月4日
- 3 縦覧場所  
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 4 縦覧期間  
令和5年9月22日から令和6年1月22日まで
- 5 意見書の提出先  
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和5年9月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - ア 株式会社フォレストモール  
東京都新宿区西新宿二丁目6番1号  
代表取締役 今西 弘康
  - イ 株式会社コメリ  
新潟市南区清水4501番地1  
代表取締役 捧 雄一郎
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フォレストモール京田辺  
京田辺市同志社山手一丁目1番1ほか
- (3) 変更の内容

変更しようとする事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
駐車場の位置及び収容台数	417台	382台	令 6. 4. 5	利用実態による運営の見直しのため
駐車場の自動車の出入口の位置	添付書類図面3-1のとおり	添付書類図面3-2のとおり	5. 8. 5	顧客の利便性を高めるため

2 届出年月日

令和5年8月4日

3 縦覧場所

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

4 縦覧期間

令和5年9月22日から令和6年1月22日まで

5 意見書の提出先

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良事業計画の変更については、令和5年9月11日認可した。

令和5年9月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

土地改良事業の名称	地 区
亀岡市西部土地改良区営土地改良事業（維持管理）	亀岡市西部

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和5年9月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	その他の規格	生産業者		登録有効期限
					氏名又は名称	住 所	
京都府第448号	加工家さんふん肥料	ネオオルガ17号	窒素全量 3.0% りん酸全量 4.0% 加里全量 3.0%	公定規格のとおり	有限会社三和鶏園	舞鶴市字長浜725	令 11. 10. 6

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和5年9月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社玉井開発  
代表取締役 玉井 利武

- 宇治市広野町西裏30番地1
- (2) 林地開発行為の目的  
土石の採掘（砂利）
  - (3) 林地開発行為をしようとする区域  
城陽市中中山120番27ほか（次の図のとおり）
  - (4) 林地開発行為をしようとする区域の面積  
28.7ヘクタール
  - (5) 期間
    - ア 林地開発行為を行う期間  
令和5年8月18日から令和8年8月17日まで
    - イ 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間  
昭和43年10月29日から令和26年8月17日まで
  - (6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無  
有
  - (7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	城陽市中地内の一部（次の図のとおり）	場内の車両出入口にタイヤ洗い場を設置し、運搬車両の汚れを除去する。
交通量の増加	〃	交通の混雑及び事故発生を避けるため、運搬車両の運転手にチラシ及びポスターによる啓発を行い、通行の安全注意を徹底する。
粉じんの発生	〃	粉じん発生のおそれのあるときは、場内に散水を行い、粉じんの飛散を防止する。
濁水の発生	〃	場内排水を沈砂容量を確保した防災池に集水し、泥分を沈下させた後に場外に排水する。
河川水量の増加	〃	場内排水を防災池に集水し、好天時に場外に排水する。

- (8) 縦覧場所
- ア 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課  
宇治市宇治若森7の6
  - イ 京都府農林水産部森の保全推進課  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
  - ウ 城陽市まちづくり活性部農政課  
城陽市寺田東ノ口16、17
  - エ 株式会社玉井開発  
宇治市広野町西裏30番地1

- (9) 縦覧期間  
令和5年9月22日(金)から令和5年10月23日(月)まで
  - (10) 意見書の提出期間及び提出先
    - ア 提出期間  
令和5年9月22日(金)から令和5年11月6日(月)まで
    - イ 提出先  
〒611-0021 宇治市宇治若森7の6  
京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課
- （「次の図」は、省略し、その図面を(8)の縦覧場所において縦覧に供する。）

- 2(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社山河  
代表取締役 河南 操  
舞鶴市字女布116番地1
- (2) 林地開発行為の目的  
事業場の設置（残土処分場）
  - (3) 林地開発行為をしようとする区域  
綾部市上杉町塚谷6番27ほか（次の図のとおり）
  - (4) 林地開発行為をしようとする区域の面積  
6.1ヘクタール
  - (5) 期間  
森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可の日から3年間
  - (6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無  
有
  - (7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れの発生	綾部市上杉町地内に存する里道及び府道舞鶴綾部福知山線（次の図のとおり）	場内車両出入口付近にタイヤ洗浄機を設置する。
交通量の増加	綾部市上杉町地内一部に存する府道舞鶴綾部福知山線（次の図のとおり）	府道舞鶴綾部福知山線との合流点では、工事車両以外を優先することを徹底する。 通勤、通学時間帯の交通集中及び交通事故発生を避けるため、車両出入時間は午前8時30分から午後4時30分までとする。
騒音の発生及び粉じんの発生	開発行為に係る土地から約30mの範囲（次の図のとおり）	開発行為に係る土地の周辺に残置森林を設置する。 盛土行為中は適宜散水する。 低騒音型の重機を使用する。

<p>土砂流出及び濁水の発生</p>	<p>綾部市上杉町地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）</p>	<p>盛土行為中は沈砂池を設置し、場内排水は全て沈砂池に流入させ沈砂後に水が流下するようにする。 雨天時は作業を中止する。 盛土が完了したところは、速やかに緑化を行い、法面の安定を図る。</p>	<p>令和5年9月22日 京都府知事 西 脇 隆 俊</p> <p>1 入札に付する事項                  (1) 購入物品の名称及び予定数量                  液体クロマトグラフ質量分析計（LC-MS）                  1台                  (2) 購入物品の特質等                  入札説明書及び仕様書のとおり                  (3) 納入期限                  令和6年3月22日（金）                  (4) 納入場所                  京都府営水道事務所水質管理センター                  木津川市吐師医王寺</p> <p>2 契約条項を示す場所等                  (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地等                  〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町                  京都府総務部入札課                  電話番号（075）414-5429                  ファクシミリ番号（075）414-5450                  (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等                  〒611-0021 宇治市宇治下居64                  京都府営水道事務所総務企画課                  電話番号（0774）24-1522                  (3) 入札説明書及び仕様書の交付期間等                  ア 交付期間                  令和5年9月22日（金）から令和5年10月18日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。                  イ 入手方法                  (ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。                  (イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。</p> <p>3 入札に参加する者に必要な資格                  入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。                  (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。                  (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和5年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和5年京都府告示第1号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。                  大分類「薬品・理化学機器類」—小分類「計測・理化学機器」</p>
<p>河川水量の増加</p>	<p>〃</p>	<p>場内最下流部に調整池を設置し、場内の排水は全て調整池に集水し、流量調節後に排水する。</p>	

(8) 縦覧場所

- ア 京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課  
舞鶴市字浜2020番地
- イ 京都府農林水産部森の保全推進課  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- ウ 綾部市農林商工部林政課  
綾部市若竹町8番地の1
- エ 株式会社山河  
舞鶴市字女布116番地1

(9) 縦覧期間

令和5年9月22日（金）から令和5年10月23日（月）まで

(10) 意見書の提出期間及び提出先

- ア 提出期間  
令和5年9月22日（金）から令和5年11月6日（月）まで
- イ 提出先  
〒625-0036 舞鶴市字浜2020番地  
京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課

〔次の図〕は、省略し、その図面を(8)の場所において縦覧に供する。



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

(3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(4) 過去2年間に1の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期限までに確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができるものと認められる者であること。

#### 4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

##### (1) 提出期間

2の(3)のアに同じ。

##### (2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとす。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

##### (3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

##### (4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先

2の(1)に同じ。

(イ) 原則として、京都府ホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和5年10月4日（水）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

#### 5 入札手続等

##### (1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和5年11月6日（月）午前8時30分から午後5時15分まで及び令和5年11月7日（火）午前8時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和5年11月6日（月）午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和5年11月7日（火）午前10時15分

##### (2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。

##### (3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「液体クロマトグラフ質量分析計 1台（税抜き）」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

##### (4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用しての入札を含む。）をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりす

まして入札に参加した者のした入札  
 キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 1の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札

サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

#### (5) 落札者の決定方法

京都府公営企業会計規程（昭和47年京都府公営企業管理規程第9号）第112条の規定により例によることとされる京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「例による規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

#### (6) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

#### (7) 契約書作成の要否

要する。

#### 6 入札保証金

免除する。

#### 7 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

#### 8 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、例による規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

#### 9 その他

(1) 1から8までに定めるもののほか、例による規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

(4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

(5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

#### 10 Summary

(1) The nature and quantity of the products to be purchased

Liquid chromatograph mass spectrometer (LC-MS) 1 unit

(2) Bidding method

Electronic bidding system

(3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation

From 8:30 AM on Friday, September 22, 2023 to 5:15 PM on Wednesday, October 18, 2023

(4) The time, date and place for submission of tender

From 8:30 AM to 5:15 PM on Monday, November 6, 2023 and From 8:30 AM to 10:00 AM on Tuesday, November 7, 2023

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(5) Deadline for tender by direct delivery or mail

5:00 PM on Monday, November 6, 2023

(6) The time, date and place for the opening of tender

10:15 AM on Tuesday, November 7, 2023  
 Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(7) Contact point for the notice

Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570, Japan

TEL: (075) 414-5429 FAX: (075) 414-5450

(8) Contact point for the contract

General Affairs and Planning Division, Kyoto Prefectural Waterworks Administration Office

64, Shimoi, Uji, Uji-shi, Kyoto 611-0021, Japan

TEL: (0774) 24-1522



---

正 誤

---

令和5年9月12日付け京都府公報第444号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
640	左	上から1	令和5年10月13日 (金)	令和5年10月11日 (水)
		上から5	令和5年10月13日 (金)	令和5年10月11日 (水)